

日本学生支援機構奨学金 返還説明資料

琉球大学学生部学生支援課学生援護係(奨学金担当)

日本学生支援機構「貸与終了(予定)者向け説明動画」もご覧ください。

日本学生支援機構WEBサイトの検索機能で「返還のてびき」で検索可能
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>

1. 配付書類の確認

<配付書類>

- (1) 説明資料(本紙)
 - (2) 貸与奨学金返還確認票 ※ 必ず記載内容を確認してください。
 - (3) 返還のてびき(ダイジェスト版)
※ 右記二次元コードから最新の「返還のてびき(全体版)」をダウンロードしてください。
- ※返還口座振替(リレー口座)加入申込書は希望者のみに配布



「貸与奨学金返還確認票」

第一種と第二種の両方を借りた者は2枚、第一種と入学時特別増額を借りた者は1枚(第一種奨学金の分だけ)発行されています。

入学時特別増額は返還総額等に変更が生じないため、貸与奨学金返還確認票は発行されません。

2. 奨学金の返還に当たって

(1) 奨学金返還の重要性

- ① 日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金は、在学期間中に貸与したものであり、**必ず返還する義務**があります。
- ② 皆さんからの返還金は、後輩の奨学金として直ちに活用される仕組みになっています。皆さんが毎月受け取っている奨学金も、先輩の返還金が原資となっています。
- ③ 奨学金制度は、一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことで成り立つ制度です。この奨学金制度の仕組みを理解し、自覚と責任をもって約束どおり必ず返還し、後輩の学生生活を支えてあげてください。

(2) 2026年3月満期者の奨学金最終振込日

2026年2月10日(**2月分と3月分をまとめて振込**)

3. スカラネット・パーソナルの登録

- (1) 返還のための口座振替手続き(次ページ参照)は、スカラネット・パーソナルから行います。(返還のてびき40ページ参照)。
- (2) スカラネット・パーソナルに登録すると、返還総額・残額の閲覧、返還期限猶予願の用紙の作成、在学猶予の届出、住所変更や繰り上げ返還の申込みができます。
- (3) サイトを利用するには、パソコン又は携帯端末から**ユーザ登録が必要**です。
https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do



新規登録

4. 返還のための口座振替の加入手続き

奨学金の返還は口座振替(毎月27日)により行いますので、**下記のいずれかの方法で手続き期限までに、口座振替(リレー口座)の加入手続きをしてください。**

① スカラネット・パーソナルからの申し込み(原則)

【手続き期限】 2025年12月末日 厳守

- ・ 奨学生本人名義の口座のみ申込可能
- ・ ログイン後、各種手続画面の「2. 振替要口座(リレー口座)登録・変更申込」で手続き
- ・ 詳しい申込手順は、機構ホームページ参照(右記「二次元コード」参照)
- ・ 一部の金融機関は本手続きで申込不可なので②で手続き



② 口座振替(リレー口座)加入申込書での申し込み

【手続き期限】 2025年12月末日 厳守(金融機関の営業日をご確認ください)

- ・ 加入申込書は個別配付。奨学金担当に申し出ること。
- ・ 金融機関で手続きが必要
- ・ 奨学生本人名義以外の口座(家族の口座等)も申込可能
- ・ 口座登録されるまでに最長2ヶ月程度必要
- ・ インターネット専業銀行や一部の信用組合では取扱い不可

※ 貸与終了後の一定期間内に手続きをしない場合は、機構から「口座加入督促通知」が送付されます(本紙9ページ「[\(6\) 返還金の延滞](#)」参照)。

※ 返還猶予や業績優秀者返還免除制度の申請希望者も上記手続きが必要です。

※ 手続きの詳細は、[返還のてびき6ページ](#)参照。

5. 各種届出(該当者のみ)

各種届出(書類作成等)が必要な方は、速やかに奨学金窓口にお越しください(スカラネット・パーソナルから手続きできる場合もあります)。

(1) 「貸与奨学金返還確認票」の記載事項変更 【提出期限 2025年12月12日(金)】

住所・氏名等の変更・修正。

(2) 貸与月額の変更 【提出期限 2025年12月12日(金)】

増額又は減額。

人的保証の方が増額する場合は、連帯保証人と保証人の署名・押印、印鑑登録証明書の提出が必要。

(3) 保証制度の変更 【提出期限 2025年11月21日(金)】

やむを得ない理由で人的保証から機関保証に変更(機関保証から人的保証への変更はできません)。

(4) 第二種奨学金の利率算定方法の変更 【提出期限 2025年11月21日(金)】

機構WEBサイト「利率早見表」参照。

人的保証の方は、連帯保証人と保証人の署名・押印、印鑑登録証明書の提出が必要。

(5) 第一種奨学金の返還方式の変更 【提出期限 2025年11月21日(金)】

2017年度以降採用者が対象。

「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」への変更。

(6) 第二種奨学金の期間延長 【提出期限 2025年12月12日(金)】

留学・病気・被災等で卒業が延期。

人的保証の方は、連帯保証人と保証人の署名・押印、印鑑登録証明書の提出が必要。

6. 最終振込日以降の奨学金の返還と諸手続き

最終振込日(2月10日)以降の奨学金に関する手続きは、下記「(2) 在学猶予」及び「(7)の② 返還免除制度」を除き、**機構に直接相談・提出**となります。

(1) 各種変更手続(返還のてびき20ページ～参照)

奨学生本人、連帯保証人及び保証人の住所や勤務先、氏名、口座等に変更があった場合は、スカラネット・パーソナルで4月中旬以降に変更手続を行うか、各種変更届(様式)を機構に提出してください(各種様式は、機構WEBサイトに掲載)。

住所変更の届出を怠ると、機構からの重要な書類が届かず不利益を被ることがあります。特に口座振替不能通知が届かない場合は、自身が知らない間に延滞金が賦課されますのでご注意ください。

(2) 在学猶予 ※ 2026年3月終了者は、2026年10月27日(火)から返還が始まります。

次年度4月以降も大学(又は大学院)に在学する方は、在学期間中は願出により返還期限が猶予されます。猶予を希望する場合は、**4月1日以降にスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を入力**してください。入力できない場合は、「在学届(窓口に有り)」を学生支援課学生援護係(奨学金担当)に提出してください(奨学生番号が複数ある方は採用年度の新しい番号を記入)。

また、猶予終了年月よりも早期に退学・卒業する場合は、スカラネット・パーソナル又は在学届で「在学猶予期間短縮」を届け出てください。猶予期間の短縮を届出なかった場合、遡って延滞金が賦課されます(**返還のてびき23ページ参照**)。

(3) 減額返還(通算15年まで)

事情により返還が困難になった場合、一定の条件を満たしていれば願出により1回当たりの割賦金を当初の2/3、1/2、1/3または1/4に減額し、返還期間を延長して返還することができます。

ただし、延滞している人は対象外です([返還のてびき24ページ参照](#))。

(4) 返還期限猶予(一般猶予)(通算10年まで)

災害、傷病、経済困難等返還できない事情が生じた場合、返還期限の猶予を願い出ることができます。猶予の適用期間は、通算10年が限度です。返還期限の猶予を希望する月の3ヶ月から2ヶ月前までに機構に願い出てください。

2026年3月に貸与終了する方は、2026年10月から返還開始となるので、未就職等の理由で返還が困難な場合は、7月～8月に「奨学金返還期限猶予願」と証明書類を提出してください。新卒は収入に関する証明書の提出は省略できます([返還のてびき25ページ](#))。

(5) ① 猶予年限特例(2017年度以降採用者)又は

② 所得連動返還型無利子奨学金(2012年度から2016年度採用者)の猶予

①②の対象者で返還が困難な場合は、機構に収入に係る証明書等を添えて返還期限猶予を提出すると、一定の収入を得るまでの間は返還が猶予されます。

「一般猶予」の期間は最長10年ですが、①②の対象者は期間の制限がありません。対象者は「返還確認票」の右上に「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」と書かれた第一種奨学生です([返還のてびき27ページ参照](#))。

(6) 返還金の延滞

口座の残高不足等により返還金を引き落とすことができない場合は、延滞金(年3%)が賦課されます。

延滞が3カ月以上続くと個人信用情報機関に個人情報が登録され、クレジットカードの利用や自動車等のローンが組めなくなります。

延滞がさらに続く場合には法的措置がとられ、返還未済額の全部、利息及び延滞金の一括返済が請求されます。支払督促しても返還しない場合は強制執行の手続きがとられ、給料や財産が差し押さえられます。

延滞を長引かせないためにも、返還期限猶予等の手続きを行ってください([返還のてびき30～35ページ参照](#))。

(7) 返還免除制度

① 死亡又は精神若しくは身体の障害

本人が死亡又は精神若しくは身体の障害により返還できなくなった場合は、願出により返還残額の一部又は全額が免除される場合があります。願出の際に連帯保証人又は相続人が今後返還可能か、機構が確認します([返還のてびき29ページ参照](#))。

② 特に優れた業績による返還免除制度(大学院第一種奨学金のみ)

貸与中に特に優れた業績を挙げたと大学が認める者を機構が審査し、奨学金の全部又は一部を免除する制度です([返還のてびき29ページ参照](#))。対象者には例年12月下旬頃に案内します(学生生活支援情報ホームページにも掲載)。

(8) 貸与終了後の諸手続きに関する問い合わせ先

貸与終了後の届出及び返還に関する相談等は、「返還のてびき」の裏表紙の「日本学生支援機構奨学金相談センター」へ直接相談・届出してください。

貸与中の奨学金に関する問い合わせ先は学生部学生支援課学生援護係(奨学金担当)ですが、卒業後の各種 変更(就職決定、勤務先、住所、氏名等の変更等)は、「日本学生支援機構奨学金相談センター(TEL:0570-666-301)」へ連絡してください。

「返還のてびき」は、返還が完了するまで大切に保管してください。

(9) 繰上返還

全額又は一部を繰上返還することができます。

第二種奨学金を借りている方は、在学中に繰上返還した場合、その繰上に当たる期間の利息はかかりません([返還のてびき36ページ参照](#))。

※ 3月満期者は、2026年3月に繰上げ返還をする金額には利息は付きません。

(例) 貸与総額300万円のうち100万円を繰り上げ返還する場合、100万円には利息は付きません。残り200万円は、2026年4月以降に返還するため、その分は利息が付きます。

7. 2026年3月満期者の繰上返還について

(1) 在学中に繰上返還をする場合

原則、スカラネット・パーソナルからお申し込みください

※ スカラネット・パーソナルが利用できない場合に限り郵送で申込み可能。

	全額繰上返還・一部繰上返還共通
申込方法	スカラネット・パーソナル（※1）
申込期間	2026年3月3日（火）～ 3月16日（月）（※2） （入力可能時間）毎日 8:00～翌1:00
入金方法	口座振替
振替日	2026年3月27日（金）
繰上した場合の利息	（第二種奨学金の場合）利息はかかりません

※1 上記期間までに、金融機関の窓口で口座振替（リレー口座）の加入手続きを行うことが前提です。

※2 申込期間はあくまで予定です。申込の際は本機構ホームページを確認してください。

(2) 卒業後、返還開始まで(2026年4月1日～9月28日)に繰上返還をする場合

※27日の振替日が金融機関の休業日に該当する場合、振替日は翌営業日となります。

	全額繰上返還・一部繰上返還共通
申込方法	スカラネット・パーソナル
申込期間	繰上返還を希望する前月中旬～当月中旬（※3）
入金方法	口座振替
振替日	振替を希望した月の27日
繰上した場合の利息	（第二種奨学金の場合）繰上返還する日までの利息がかかります（※4）

※3 金融機関との契約や暦の関係上、毎月締切日が異なります。実際の振替日は繰上返還申込の際に機構ホームページ等で確認してください。

※4 例えば、2026年8月27日に全額繰上返還（又は一部繰上返還）をする場合、どちらも2026年4月1日から2026年8月27日分までの利息がかかります。
ただし、一部繰上返還後の据置期間利息については、残元金に対して残りの据置期間分の利息を再計算し、全割賦金に均等に分割します。
なお、繰上返還後の振替開始年月は、2026年10月のまま変わりません。

(3) スカラネット・パーソナルから申し込めず、郵送又はFAXで申し込む場合＞

日本学生支援機構へお問い合わせください。

日本学生支援機構WEBサイト「繰上返還について」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/kuriage/index.html>

＜留意事項＞

大学院第一種奨学生対象「特に優れた業績による返還免除」を申請している場合は、認定結果が判明する前に当該奨学金の全額繰上返還、又は繰上返還の申し込みをしないでください（申請結果は、翌年7月中旬頃に決定）。

「特に優れた業績による返還免除（業績優秀者返還免除）制度」は別添「説明資料（A4版1枚）」参照。

8. スカラネット・パーソナルで在学猶予を提出する方法

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

スカラネット・パーソナル ログアウト

前回ログイン日時：2019年02月05日 20時42分04秒

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

全体概要 詳細情報 **各種届願・繰上** 奨学金継続願提出 個人情報

各種届・願出・繰上返還申込

スカラネットPSでは「転居・改氏名・勤務先（変更）」「在学猶予・在学猶予期間短縮願」「繰上返還申込」「各種証明書発行依頼」所得連動返還方式の「最低返還月額申請」がパソコンや携帯電話・スマートフォンから手続きできます。

※減額返還願・返還期限猶予願の手続きはこちらから行ってください。

① ご希望の手続方法の確認 下の1～5から、ご希望の手続きのタイトルを押し、説明文をご一読ください。

② パスワードの取得 「各種手続き用のメニュー」の「ワンタイムパスワードの取得画面へ」ボタンを押しパスワードをご取得ください。

※「ワンタイム・パスワード」を取得し、画面の指示に従って「在学猶予」の入力を行う。

＜機構WEBサイト「ワンタイム・パスワード」の取得手順＞
<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/help/FAQonetimePass.pdf>

「各種届願・繰上」を選択

在学猶予願 学校情報入力

在学猶予の願出の処理順は画面に1.2.と付与されています。

1. 該当する項目をすべて入力してください。

学校種別	☐ 大学 ☐ 大学院 ☐ 短期大学 ☐ 高等専門学校 ☐ 専修学校専門課程 (注) 専修学校高等課程、高等学校は「紙」による在学届の提出になります。「紙」による在学届は機構のホームページよりダウンロードすることができます。
課程 (通信教育制のみ選択)	☐ 大学・短期大学・専修学校の通信教育 (注) 聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生の場合及び外国留学は、スカラネットPSから在学猶予願を提出することができません。学校の窓口または機構へ問合せください。
課程 (大学院のみ選択)	☐ 修士・博士前期 ☐ 博士後期 ☐ 一貫制博士 ☐ 博士医・歯・獣医・薬学 ☐ 法科大学院 ☐ 専門職大学院（法科を除く）
学校番号	学校番号（半角数字6桁）と区分コード（半角数字2桁）を入力してください。 -
学校名（カタカナ）	全角カタカナ最大30文字以内で入力してください。 日本学生支援大学の場合、大学を省略し「ニホンガクセイシエン」と入力する。
学校名（漢字）	漢字最大20文字以内で入力してください。 日本学生支援大学の場合、大学を省略し「日本学生支援」と入力する。

キャンセル 入力内容確認

<学校種別>

- ・「大学」又は「大学院」を選択

<課程(通信教育制のみ選択)>

- ・選択不要

<課程(大学院のみ選択)>

- ・大学院生のみ選択

<学校番号>

- ・「109011-01」と入力
- ※ 法務研究科は「109011-60」と入力

<学校名(カタカナ)、(漢字)>

- ・カタカナ:「リュウキュウ(全角カナ)」と入力
- ・漢 字:「琉球」と入力
- ※「大学(ダイガク)」は入力しない。

<「在学猶予年数」の入力に注意!!> (返還のてびき27~28ページ参照)

2. 現在校在学状況入力	
入学年月	年 月
修了予定年月	年 月
在学(猶予)年数・月数	年数(半角数字1文字): 年 月数(半角数字2文字): か月
願出事由	☐ 進学 ☐ 辞退 ☐ 廃止 ☐ 休学 ☐ 留年 ☐ 在籍中の留学 ☐ 長期履修
現在の年次	半角数字1文字で入力してください。
標準修業年限	
現在校学籍(学生証)番号	半角数字・半角大文字英字16文字以内で入力してください。 - (ハイフン)、.(ピリオド)、(括弧)も半角で入力することが出来ます。

<進学の場合>

- ・入学から正規の最短修業期(年月)までの年数を入力

<休学・留年の場合>

入力する値の上限は「1年以内」
(1年毎に提出(入力)が必要)

※ 留年中の学生は最短の卒業予定期を入力

※ 留年中の学生が休学する場合も、1年を超えての提出(入力)不可

9. 返還に関するよくある質問

Q1. 返還は、いつから始まりますか。

A1. 貸与終了の翌月から数えて「7ヶ月目」(2026年3月満期者は、2026年10月)から返還開始となります。

Q2. 貸与奨学金返還確認票に印字されている情報が異なります。どうすればいいですか。

A2. 期限内であれば大学の窓口を通して変更できます(本紙6ページ参照)。
貸与終了後はスカラネット・パーソナルで変更可能です。

Q3. 第二種奨学金を貸与していましたが、利率は貸与奨学金返還確認票のとおりですか。

A3. 利率は貸与終了後に確定するため、貸与奨学金返還確認票に印字されているとおりではありません。貸与終了月に、機構WEBサイト又はスカラネット・パーソナル(詳細情報)で確認してください。

Q4. 第二種奨学金の利率は、何に対して掛かりますか。

A4. 利率は残高に対して掛かります。

Q5. 貸与奨学金返還確認票に印字されている「所得連動返還型無利子奨学金」又は「猶予年限特例」とはどのような意味がありますか。
また、この制度に申込みをした覚えがないのですが。

A5. 一定の収入を得るまでの間は返還が猶予される制度です。学部生の第一種奨学金のみに適用されます。
奨学金返還の一般猶予(願出による返還期限の延長)は最長10年間ですが、この制度の適用者は、本人の年間収入が300万円以下(給与所得以外は200万円以下)の時に一般猶予を行った場合は10年間に通算されません。
この制度は、奨学金申請時の家計支持者の収入に応じて自動的に適用されます。

Q6. 口座振替(リレー口座)とは何ですか。

A6. 奨学金の返還を行う口座のことです。奨学金の返還は口座振替で行われます。
原則スカラネット・パーソナルから加入手続きを行いますが、金融機関の窓口へ「口座振替(リレー口座)加入申込書」を提出することもできます。
返還日までに口座の登録が完了していない場合は延滞となり、年3%の延滞金が発生します。
金融機関での手続きは手続き完了までに2ヶ月程度要します。在学中に繰上返還を希望する方は、申込期間までに口座振替加入手続きを完了させておく必要があります。

Q7. リレー口座の登録口座は親の名義でも可能でしょうか。

A7. 可能です。親名義で登録する場合は、金融機関の窓口で「口座振替(リレー口座)加入申込書」による手続きが必要です。

Q8. 一度登録した口座の変更は可能ですか。

A8. 変更可能です。スカラネット・パーソナルから手続き、若しくは日本学生支援機構のWEBサイトから申請用紙を請求又はダウンロードすることができます。

Q9. 毎月の返還額を増やして返還回数を減らしたいのですが、どうしたらいいですか。

A9. 返還額を増額することはできません。返還回数を減らしたい場合は、繰上返還により全額若しくは一部返還(金額指定可)を行い調整してください。

Q10. 返還のてびきに記載されている「返還期間(回数)変更」で、返還回数の変更ができるのではないですか。

A10. 「返還期間(回数)変更」は、希望する返還回数に変更する手続きではありません。奨学金を2種類以上貸与されていた方で、かつ、貸与していた奨学金の返還回数が異なる場合、返還回数を全て同じ回数にすることができる手続きです。貸与していた奨学金を合算し、これに応じて返還金額及び回数を日本学生支援機構が新たに定めます。

Q11. 猶予を掛ける予定ですが、どうすればいいですか。

A11. 「在学生」は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予」の提出ができます（本説明資料参照）。

留年等により正規の最短修業期を超えて在籍（2026年4月以降も在籍）する方は、2026年4月以降に、必ず「在籍猶予」の手続きをお願いします。

「卒業した方」は、機構を通じて返還期限猶予手続きを行ってください。

「返還期限猶予願」及び添付資料を準備し、猶予を希望する前々月末日までに書類の提出が必要です。

卒業後直ぐに日本学生支援機構へ書類を提出しても受理されない可能性があります。目安として、7～8月頃に提出してください。

Q12. 業績優秀者返還免除制度の対象者について教えてください。

A12. 第一種奨学金の貸与を受ける大学院生で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと大学が認める者を機構が審査し、奨学金の全部又は一部を免除する制度です。

本件に関する詳細は、奨学金窓口（学生支援課学生援護係にお問い合わせください（学生生活支援情報HP奨学金「⑮返還免除」に資料を掲載）。

